



# とよしん 海外貿易投資ニュース

## マネジメント機能付きレンタル工場、現地法人設立が不要に - 製造業進出の新たな形態 - (ベトナム)

ホーチミン市の中心部から南に約15キロ(車で約40分)のヒエップフック工業団地に、マネジメント機能付きレンタル工場ビーバン・テクノパーク(VPTP)がある。VPTPはホーチミン市のプロジェクトとして2013年9月に発足し、2015年1月から入居が開始されている。特徴は進出企業がVPTPの製造の一部門として入居することにより、現地法人設立が不要となる点だ。また、人材採用や会計、総務、物流などの管理業務はVPTPが代行して行うため、労務費を削減できるなど、中小企業にとって進出しやすい環境が整っている。VPTP社長の木村仁次郎氏に話を聞いた。

### < 高い技術力持つ日本の中小企業誘致が目的 >

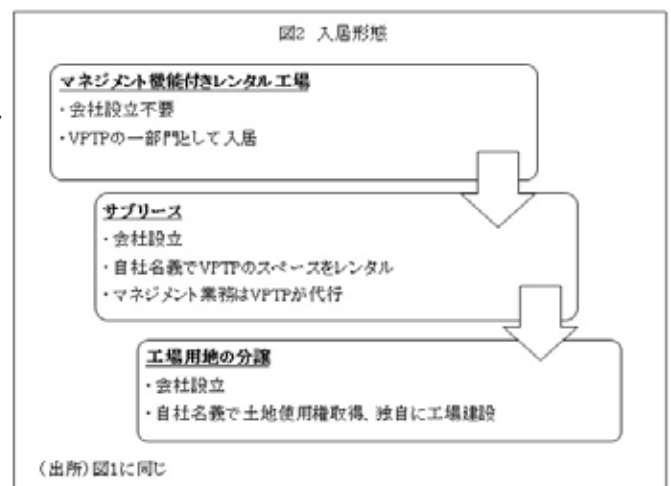
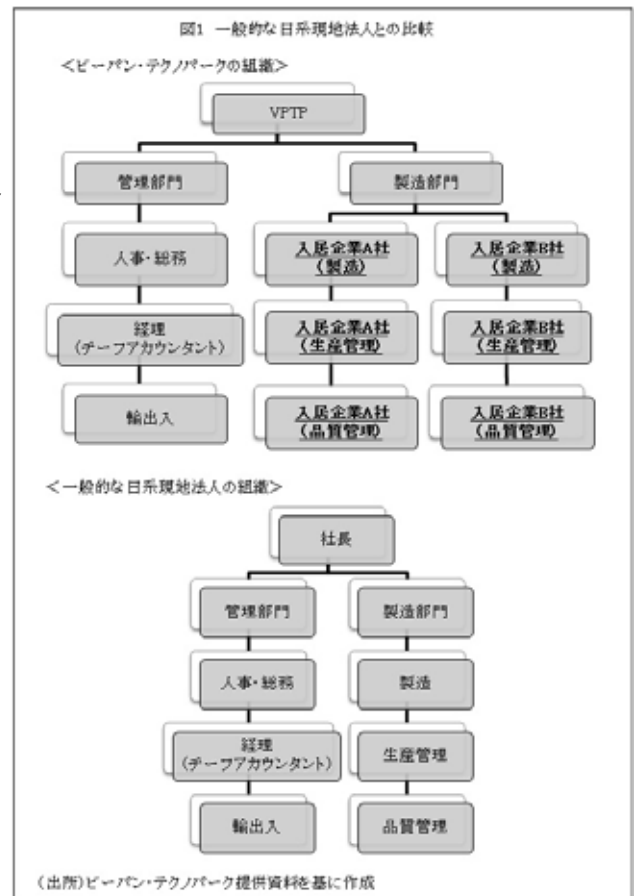
VPTPはホーチミン市が裾野産業育成のため、高い技術力を持つ日本の中小企業の進出を促すことを目的に、スタートさせたプロジェクトだ。VPTPの出資者は、日本側がユニカホールディングス(出資比率55%)、ベトナム側はヒエップフック工業団地(ホーチミン市人民委員会の不動産開発会社の子会社)(45%)で、ホーチミン市輸出加工区・工業団地管理委員会(HEPZA)もサポートしている。第1期の第1弾として14区画のレンタル工場1棟が整備され、ヒアリング時点では12区画が入居済みで、2区画(250平方メートル、500平方メートル)が空いていた。現在、第1期における2棟目のレンタル工場が建設中で、11月初旬に完成の予定となっている。2棟目は建設段階での区画分けをしておらず、入居を希望する企業のニーズに沿って区画を仕切ることが可能だ。また、第2期としてVPTP周辺に、レンタル工場ではなく分譲用地7.5ヘクタールの区画分けや内部道路などの設計、関連手続きを進めており、2016年末ごろからインフラ設備の施工が始まる予定だ。

工場運営では、生産に関わる業務以外にも税務や労務といったさまざまな手続きが発生し、特に海外の場合は日本と異なる法令、商慣習もある。考えられる対応として、負担は重くなるが駐在員が製造とそれら管理業務の双方を兼任するか、コストはかかるが管理業務のための駐在員もしくは関連マネジメントができるベトナム人を配置することとなる。しかし、VPTPではこれらの業務を代行して行うため、管理部門に人員を割く必要はなく、製造に専念できる。VPTPに生産委託し、日本から生産管理者が1人出向するイメージだ。またVPTPの製造の一部門として入居することにより、現地法人の設立が不要で、ベトナムにおける税務申告の必要もない(図1参照)。そのため、生産管理者がいれば、生産整備を持ち込んだ後すぐに操業開始できることがメリットの1つだ。

### < 多様なニーズに対応、入居形態に3パターン用意 >

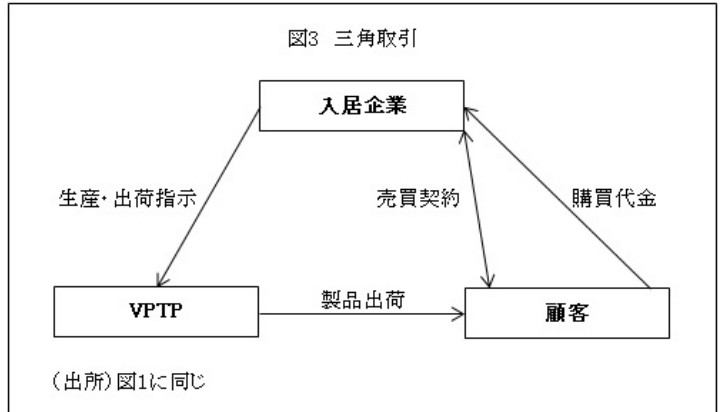
入居形態は3パターンあり、中小企業の多様なニーズに対応が可能だ(図2参照)。1つ目は、マネジメント機能付きレンタル工場への入居で、前述のとおりVPTPの製造の一部門として入居する形態だ。2つ目は、レンタル工場の利用は続けつつ、法人を設立するものだ(サブリース)。法人設立により、自社としての国内販売が可能となり、ビジネスチャンスの拡大が期待される。このパターンにおいても、VPTPがマネジメント業務を代行する。レンタル工場が手狭となった際に、3つ目のパターンが用意されている。VPTP周辺の総面積7.5ヘクタールの分譲用地の土地使用権を自社名義で取得し、工場を建設、運営するものだ。このように企業のニーズに合わせ、最適な形態の選択が可能だ。なおヒアリング時点では、マネジメント機能付きレンタル工場への入居が9社、現地法人化しレンタル工場へ入居している企業が3社となっている。

(次ページへ続く)



前ページからの続き

< 製造の一部門として国内販売を行う場合は三角取引 >  
 現地法人を設立せずにVPTPの製造の一部門として進出し、ベトナム国内で売買をしようとする際は、三角取引が基本形態となる(図3参照)。契約や製品、資金の流れが通常とは異なるため、注意が必要だ。ヒアリング時点では入居企業でベトナム国内販売を行っている実績はなく、日本向け輸出が大半を占めるとのことだった。VPTPが輸出加工区であるため、ベトナム国内での販売でも、輸出入を行うイメージとなる。その都度、為替の問題が発生することや地場企業がドル建てによる支払いができない場合があることから、木村氏は、国内販売を行う場合には法人設立をした方が良く、という見解を示している。  
 2015年の日本からベトナムへの投資案件(新規)のうち、認可額100万ドル未満が全体の67%を占めており、進出企業の多くが中小企業となっている。VPTPの形態であれば、ローコストで進出でき、将来的に工場を拡張する場合にも同じ敷地内での切り替えが可能だ。特殊な進出形態ゆえに、これまでになかったような事例が発生することも考えられ、慎重にすべき点はあるかもしれないが、中小メーカーのベトナム進出の1パターンとして考える値打ちはあるだろう。



ビーパーン・テクノパーク入り口(ジェトロ撮影)



建設中の2棟目のレンタル工場(ジェトロ撮影)

(出所:ジェトロ通商弘報2016年10月25日 e07353d2c328d717 「マネジメント機能付きレンタル工場、現地法人設立が不要に -製造業進出の新たな形態 (ベトナム)」)

**！！外貨両替は弊庫へ 米ドルは全店で、17通貨は本店で取扱中！！**

次のセミナー等をご案内させていただきました。

セミナー等名称	開催地	主催者
農林水産物・食品輸出マーケティング基礎講座	名古屋	ジェトロ
農林水産物・食品の輸出に向けた地理的表示セミナー	名古屋	ジェトロ
TPP・WTO活用セミナー	名古屋	ジェトロ、経済産業省中部経済産業局
インドビジネスセミナー・個別相談会	名古屋	愛知県、あいち産業振興機構、ジェトロ



国際業務部

〒471-8601  
 愛知県豊田市元城町1-48

電話 0565 - 36 - 1381

FAX 0565 - 36 - 1213

URL <http://www.toyoshin.co.jp>